

雑則	東京都建築安全条例第 17 条	作成（改訂）日
	共同住宅等の主要な出入口と道路	令和 4 年 3 月 1 日

主要な出入口の位置

- ・ 共同住宅の主要な出入口の位置は、原則として共用玄関のドアの位置とする。
- ・ 主要な出入口となる玄関ドアの前に必要最低限の庇、ポーチがある場合は、その先端を主要な出入口の位置としてよい。

避難通路の幅

- ・ 階段が建築物の一部である場合、避難階以外の階から階段を下りた所が主要な出入口の位置となる。

避難通路の幅

避難通路の幅

- ・ 階段が建築物と一体でない場合、階段の幅は避難通路の必要幅を確保する。
- ・ 敷地と道路に高低差がある場合、避難通路はスロープと階段の併用は不可。

避難通路の幅

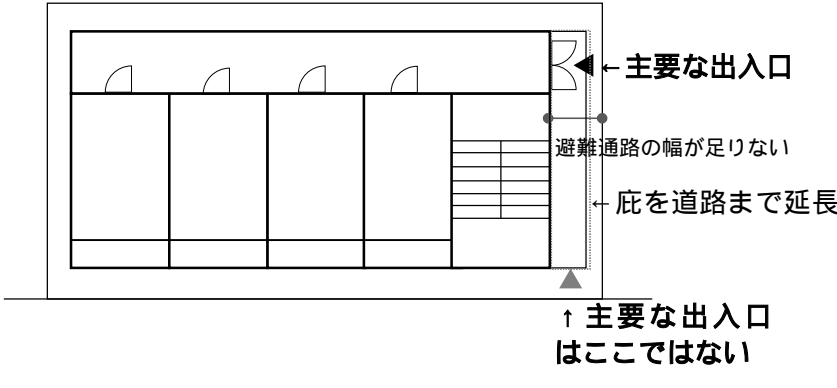
避難通路の幅 避難通路の幅

- ・ 屋外階段から共用廊下等を通して共用玄関に至る場合は、主要な出入口の位置は共用玄関のドアの位置とすることができる。
- ・ 屋外避難階段の場合は、主要な出入口の位置は屋外避難階段を下りたところとなる。

避難通路の幅

令 128 条 1.5m
+ 安全条例 17 条 通路幅

・ 主要な出入口の位置を道路付近とする目的で庇等（上階張出し部分を含む）を道路まで延長し、主要な出入口の位置を庇の先端とするのは、避難上有効な通路としての安全性が十分確保できず、条文の趣旨に合わないので認められない。



技術的助言など	東京都建築安全条例の運用について（技術的助言）23 都市建企 1399 号 「東京都建築安全条例」に関する質疑応答集 H29.5.26
参考文献など	東京都建築安全条例とその解説（改定 36 版）P109